平成２４年（フ）第２０９号
群馬県伊勢崎市連取本町21―５　グランドール薬師ＡＢＣＤ２階Ｃ202号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市西小保方町648番地10
破産者　根岸　成彦
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７８号
富山県高岡市羽広98番地55
破産者　有限会社富山環境サービス
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１８６０号
名古屋市中区栄３丁目４番６号先
破産者　株式会社エクランブルー
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２８２号
名古屋市港区油屋町４丁目14番地の２
破産者　株式会社鷹組
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８５号
三重県桑名市松ノ木１丁目８番地23
破産者　伊藤　宜久
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第８１３号
神戸市中央区磯辺通２丁目２―３
破産者　株式会社イーボック
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８１４号
神戸市中央区磯辺通２丁目２―３
破産者　株式会社Ｔ．Ｎ．ＤＲＥＡＭ　ＪＡＰＡＮ
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１７号
大阪市東成区神路３丁目16番２号
破産者　タカラパーティション販売株式会社
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９７号
兵庫県西宮市高木東町271番27号
破産者　株式会社マークス
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４０１号
和歌山県有田市港町231番地７
破産者　有限会社港鉄工所
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第７０１号
熊本市中央区神水２丁目２番16号　荒木ビル２階
破産者　有限会社ＮＲ産業
１　決定年月日　平成25年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２６５号
東京都町田市野津田町1337番地８
破産者　有限会社ティスコ
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２６６号
東京都町田市広袴３丁目１番地37
破産者　高橋　克明
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3349番地
破産者　有限会社相模不動産
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１３１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3349番地
破産者　有限会社相模環境管理サービス
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５５５号
相模原市中央区上溝211番地１
破産者　有限会社誠建設
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５４号
長野県諏訪郡富士見町落合1330―１、登記簿上の本店所在地長野県諏訪郡富士見町落合2350番地
破産者　株式会社南信コンクリート
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１２３号
長野県諏訪郡富士見町境1915番地
破産者　株式会社泰公建設
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３１６号
愛知県一宮市三ツ井７丁目17番15号、登記簿上の住所愛知県一宮市多加木４丁目13番11号
破産者　株式会社ニューブライト
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３４９号
愛知県江南市般若町前山８番地
破産者　有限会社菱川家電サービス
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２１９号
三重県津市白塚町948番地の４
破産者　三友株式会社
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３０号
三重県津市白塚町5279番地
破産者　まごべえこと　新堂　晃秀
１　決定年月日　平成25年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係